

平成27年度 委託研究契約事務処理説明書(戦略的創造研究推進事業) 主な改定事項リスト【詳細版】

連番	区分	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	P3	2.	委託研究契約事務等に関するお問い合わせ【個別事項】	・社会技術研究開発の住所の変更
2	共通	P3	3. 4.	3.各種書類等の郵送先 4.返還金等の振込先口座	・JSTの法人格を「国立研究開発法人」へ変更
3	大学等	P11	Ⅲ. 3. 2)③ ii)	委託研究費(直接経費)での雇用対象	・国から人件費を予算措置されていないことを前提に、任期制でない職員(いわゆるパーマネント)の人件費支出を可能とする。但し、研究担当者に該当する者は国からの予算措置の有無に関らず、引き続き人件費支出の対象外とする。
4	大学等	P12	Ⅲ. 3. 2)③ iv)	雇用についての留意事項	・収支簿の提出が省略される研究機関も含めて、適切な人件費の執行を証明する証拠書類の整備状況やエフォート管理の実態について確認を求める場合があることを追記。
5	大学等	P15	Ⅲ. 3. 4-1)	研究機器の共用使用および合算購入について	・共用使用する場合に光熱水費等の経費負担を明らかにしておく必要がある旨を明記
6	大学等	P15	Ⅲ. 3. 4-3)	用途に制限のない資金との合算使用について	・本事業の直接経費と用途に制限のない資金(運営費交付金等の自己資金、寄付金等)との合算使用が可能であることやJSTへの事前確認が不要であること等の取扱いを明記。
7	共通	P17	Ⅲ. 4.	間接経費について	・「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改定に伴いURLを修正
8	共通	P19	Ⅲ. 5.	委託研究費の執行期限	・委託研究実績報告書の提出期限の変更に伴い、業者等への支払期限を変更
9	大学等	P21	Ⅲ. 7. 3)	スケジュール	・委託研究実績報告書および繰越報告書の提出期限の変更を反映

連番	区分	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
10	共通	P23	Ⅲ. 9. 2)①	物品の管理	・研究機関の物品管理規程等のルールを踏まえ、「関係府省申し合わせ」を参照の上、研究機関において適切に管理するよう明記
11	共通	P25	Ⅲ. 11. 4) 5)	4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置 5) 不正行為等の報告および調査への協力等	・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」の制定に伴い、不正行為発生時に研究機関が対応すべき事項等を追記
12	大学等	P27	Ⅲ. 12.	各種報告書の提出について	・委託研究実績報告書【経理様式1】の提出期限を翌事業年度の「5/31」に変更。但し、最終事業年度について契約期間終了日が当事業年度の3月末日以外の場合は、契約期間終了後61日以内で機構が指定する日まで(委託研究中止申請書による契約解除の場合は30日以内) ・繰越報告書【経理様式6】の提出期限を翌事業年度の「5/25」に変更 ・研究担当者の異動等により年度末をもって中止となる契約の委託研究中止申請書【経理様式4-①】の提出期限を「4/2」から「3/25」へ変更
13	共通	P28	Ⅲ. 12.	研究実施内容の報告について	・研究成果報告書の提出期限が翌事業年度の「5/31」となることを明記 ・研究タイプにより、研究総括等による進捗状況の把握のため研究実施状況や成果について、年度途中、或いは、上記報告期限の前に別途報告を求める場合がある旨を明記
14	共通	P29	Ⅲ. 14. 2)	書面調査と実地調査について	・書面調査による精算後に実施されたJSTの実地調査、研究機関の内部監査、国の会計検査等において不適切な執行が確認された場合は、再精算となり、委託研究費の返還が必要となる旨を明記
15	共通	P31	Ⅲ. 18. 2)	ライフサイエンスに関する研究等について	・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)」を追加
16	共通	P32	Ⅲ. 18. 3)	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	・経済産業省:安全保障貿易ハンドブックの改定に伴い(2014年 第8版)に修正

連番	区分	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
17	共通	P32	Ⅲ. 18. 4)	成果有体物の取扱いについて	・成果有体物の取扱いに係る一般的な注意事項を明記
18	共通	P32	Ⅲ. 18. 7)	課題終了後の調査について	・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の制定に伴いURLを変更 ・「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の平成26年5月19日付改定に伴いURLを変更
19	大学等	P34	Ⅳ 1. 3)	繰越報告の手順	・繰越報告書の提出期限を5/25へ変更 ・変更契約に基づき委託研究費をJSTへ返還し、翌事業年度に予算振替える場合、繰越報告書が不要となる旨を明記
20	大学等	P34	Ⅳ 1. 4)	繰越制度利用にあたっての留意事項	・以下の①～④場合に繰越は認められない旨を明記 ①「繰越の対象(Ⅳ.1.1)参照)に当てはまらないもの②間接経費のみの繰越③再繰越(一度繰越した委託研究費の翌々年度への繰り越し)④契約期間が最終年度の繰越
21	共通	別添1	—	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	・共通指針の改定に伴い差替え
22	共通	別添3	—	研究活動における不正行為等への対応に関する規則	・研究活動における不正行為等に係るJST規則の制定により、旧規則と差替え
23	共通	別添6	—	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	・研究活動における不正行為に係る文部科学省のガイドラインの制定により、旧ガイドラインと差替え
24	共通	別添9	—	競争的資金における使用ルール等の統一について[競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ]	・新規追加

連番	区分	大学等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
25	大学等	FAQ	—	追加 : No.3008、3103、4009、7004、8008 見直し : No.3002、3102、4002、7001	・多く受ける質問を追加し、一部の既存FAQについて見直し
26	大学等	様式		経理様式および知財様式 ※経理様式1および8は後日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【経理様式3】間接経費執行実績報告書:「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改定に伴い差替え</li> <li>・【経理様式6】繰越報告書:研究機関の報告者を「担当者」から「経理担当者」に修正。(但し、【経理様式5】返還連絡書の報告者は従前通り「契約担当者」であることから注意。)</li> <li>・当機構の法人格の修正(独立行政法人→国立研究開発法人)</li> <li>・レイアウトや記載項目、記載例等の修正</li> </ul>
27	大学等	府省共通 経費取扱 区分表		人件費・謝金	・特記事項欄に人件費の支出対象に係る平成27年度の改定内容を反映

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。